



様式第 8 号 (第 11 条関係)

町指令第 2 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 茨城県結城市結城 7188  
氏 名 株式会社 結南クリーンセンター  
代表取締役 宮田 健治

令和 4 年 4 月 1 4 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、茨城町廃棄物の減量及び処理に関する条例第 1 6 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 4 年 4 月 2 5 日

茨城町長 小林 宣夫



営業所の所在地	茨城県結城市結城 7188
営業所の名称	株式会社結南クリーンセンター
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集、運搬
処 分 地	茨城県下妻市黒駒 1084-1 (株) むかしの堆肥 下妻堆肥センター
営業の区域	茨城県東茨城郡茨城町小鶴 64-1 (株) エコス TAIRAYA 長岡店
収集、運搬及び処分の料金	収集、運搬料金 15~25 円/kg (量により変動) 処理料金 15~25 円/kg (内容により変動)
営業許可期間	令和 4 年 4 月 2 5 日~令和 6 年 4 月 2 4 日
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令 (町条例等を含む) を遵守するほか、町長の指示に従うこと。